

下記のとおり、市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 7 年 3 月 14 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 電話(011)211-2938

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

札幌市こぶし館跡施設貸付

(2) 貸付内容・場所等

札幌市こぶし館跡施設貸付募集要項（以下「要項」という。）による。

(3) 貸付期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 9 年 11 か月間

(4) 入札方法

年額で行う。1 年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載すること。なお、最低貸付価格（2,402,000 円/年）を設定している

3 応募資格要件（入札参加資格）

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。  
（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）

(3) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者  
又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者

カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く）

キ 手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法附則第 59 条第 1 項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く）

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という）（※代表者においてはその構成員である者）

- (4) 札幌市税の未納がないこと。
- (5) 札幌市内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定を受けて事業所を開設し、重度障がい児者（重症心身障がい児者・医療的ケアが必要な障がい児者・強度行動障がい児者）を直近 1 年の間に 220 人・日以上受入れている実績があり、札幌市内に法人本部がある社会福祉法人。
- (6) 札幌市こぶし館跡施設にて、定員 20 人以上の障がい者通所支援事業所を運営する予定の法人。ただし、重度障がい者を年間 220 人・日以上受け入れる予定であること。
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

#### 4 応募申込手続

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、「市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書」及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みに当たっては、要項を熟読し、契約の条件、現地等を確認の上、申込みすること。

##### (1) 受付期間

令和 7 年 3 月 14 日(金)から令和 7 年 4 月 8 日(火)までの平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 15 分から 13 時 00 分までを除く）※郵送の場合は、申込期限必着とする。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「市有財産貸付入札参加申込書在中」と表記の上、申込者連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封すること。

##### (3) 提出先

上記 1 に同じ。

##### (4) 提出書類

要項による。

##### (5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由を付して通知する。

#### 5 入札書の提出場所等

##### (1) 要項を示す場所及び問い合わせ先 上記 1 に同じ。

なお、要項は札幌市ホームページにて公開する。

(<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujoho/ippankyoso/shiyutikashituke.html>)

##### (2) 入札及び開札の日時、場所

令和 7 年 4 月 21 日（月）10 時 00 分

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

#### 6 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金 不要

##### (3) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書によりを指定期日までに一括で納入していただきます。当該保証金の金額は契約金額総額の 100 分の 10（円未満切上げ）の額とします。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日

までの日数に応じ、当該保証金の額に年 14.6%の割合で計算した額を延滞金として請求する。

ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付ししない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除とする。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

カ 契約保証金の納入について証明する書類として、領収済通知書（納入控）の写しを契約書の提出の際に合わせて提出すること。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法

最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は要項による。